

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 改正理由

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について」（令和3年12月21日閣議決定）において、以下のとおり政令を改正することとされたことを受け、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号。以下「合併特例法施行令」という。）の改正を行うもの。

◎令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について（令和3年12月21日閣議決定）

（1）地方自治法（昭22法67）

（ii）私人の公金取扱いの制限（243条）については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。

2. 改正の概要

○ 地方公共団体は、法律又は政令に特別な定めがある場合を除き、公金の徴収・収納の事務について私人への委託が制限されているが、その例外を定める地方自治法施行令158条の2第1項に分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金及び不当利得による返還金を加える（地方自治法施行令第158条の2第1項）。

○ 当該規定を準用している合併特例法施行令等において、所要の改正を行う。

3. 根拠条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第57条

4. 施行期日（予定）

公布：2月中旬

施行：公布日